

令和4年4月15日

(一社) 茨城県トラック協会長 殿

茨城県警察本部交通部長  
( 公 印 省 略 )

「交通死亡事故抑止緊急対策」実施に伴う啓発活動の強化について (依頼)

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月6日から春の全国交通安全運動が実施されているところですが、現在までの間

4月7日(木)ひたちなか市内の県道において車5台の関係する死亡事故

4月7日(木)水戸市内の県道において正面衝突による死亡事故

を始め、重大事故が県内各所において発生しております。

更には飲酒運転で5名の者が逮捕されるなど、本県の交通情勢は大変厳しいものとなっております。

このような情勢から、警察では4月16日から4月20日までの5日間に、「交通死亡事故抑止緊急対策」として、県内全域において広報啓発活動はもとより、交通死亡事故に直結する飲酒運転等の交通指導取締りを強化して参ります。

つきましては、貴協会におかれましても同期間中に春の全国交通安全運動に準ずるよう交通事故防止に関する啓発活動の強化をしていただきますとともに、各協会員に対する協力依頼をしていただきますよう、お願い申し上げます。

- 添付資料  
交通安全かわら版

【本件取扱い】茨城県警察本部交通部交通総務課

安全係 谷村 TEL 029-301-0110 (内線 5033)

✉ keikoso@pref.ibaraki.lg.jp